病院臨床実習指導業務委託契約書

　　　　　　　　（以下「甲」という）と日本赤十字社長崎原爆病院（以下「乙」という）は、甲の実習生が乙において実習を実施するに当たり、下記のとおり委託契約を締結する。

記

（委託事項）

　第１条　　甲は次に掲げる業務を乙に委託し、乙はこれを受託する。

　　　①　業務内容

　　　　　　　　　　　　学科学生の臨地実習指導業務

　　　②　実施場所

　　　　　日本赤十字社長崎原爆病院

　　　③　実施方法

　　　　　別に定める臨地実習内容により実施する。

 （委託期間）

第２条　　本指導業務の委託期間は、　年　月　日から　年　月　日までとする。

　（委託料）

　第３条　　甲は乙に対し、本指導業務の委託料として、１人あたり１日　　　円とする。

　　　２　　実習に係る光熱水費、その他実習にかかる費用については、甲乙間の実習責任者間の話し合いにて決定する。

　（委託料の支払）

第４条　　甲は乙に対し、本指導業務の完了後３０日以内に別紙「実習謝礼金の振り込みについて」を作成、実習責任者に送付の上、支払うものとする。

　（契約解除等）

第５条　　甲は、乙がこの契約に違反したとき、又はそのおそれがあることが明らかなときは、この契約を解除、または変更し、既に支払った委託料の全部又は一部の返還を請求することができる。

　（院内感染事故防止）

第６条　　院内感染事故防止のため、甲の実習生は各種（麻疹、風疹、水痘、耳下腺炎、B型肝炎）の抗体検査またはワクチン接種を実施し、乙に対して「抗体価検査・ワクチン接種歴申告書」を提出する。また、情勢に応じて、その他の感染症（例　新型コロナウイルス、インフルエンザ等）について実習内容及び実習期間を勘案し、乙は甲に検査又はワクチン接種をするよう指示することができる。なお、検査結果に関して、乙は個人情報として扱う。

２　　ワクチンの未接種、虚偽申告等により実習生が感染症に感染した場合、乙は一切の責任を負わないものとする。（体質等によりワクチン接種ができない場合等は除く。）

　（個人情報の取り扱い）

第７条　　甲は乙に対し、実習生に関する個人情報を提供するものとし、乙は実習生の個人情報について守秘義務を負うものとする。

　　　２　　甲は実習生に対し、実習期間に知り得た事実について、実習期間後においても、乙の個人情報保護に関する規定に基づき、守秘義務を負わせるものとする。

（損害賠償）

第８条　　実習生の故意又は重大な過失により、乙に事故、器物破損、機密情報漏洩等の損害を与えた際には、甲は乙に対して、実習生と連帯してその賠償の責を負うものとする。ただし、その損害が乙の責めに帰すべき理由により生じた場合はこの限りでない。

　　２　　実習生の故意又は重大な過失により、甲乙以外の第三者に心身的又は物的損害を与えた場合は、甲もその当事者として誠意をもってその対応にあたるものとする。

　（実施調査等）

　第９条　　甲は必要があると認める際には、この契約事項の実施の状況について随時実地に調査、又は乙に対して所定の報告若しくは資料の提出を求めることができる。

（協議）

　第１０条　この契約に定めのない事項で約定する必要が生じた際、又はこの契約に関する事項について疑義が生じた際には、甲と乙の協議のうえ定める。

　以上、本契約の成立を証し、本書２通を作成し、甲、乙記名捺印のうえ、各自１通を保有する。

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　年　　月　　日

 （甲）住　所：

 施設名：

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　代表者：　　　　　　　　　 　　 　印

（乙）住　所： 長崎県長崎市茂里町3-15

 施設名： 日本赤十字社長崎原爆病院

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　代表者： 院長　谷口　英樹　　　　印